

## 2 だれもが安心できる医療の確保のために

### 地域に必要な医師等を養成・確保するための仕組みづくり

地域医療介護総合確保基金事業費（平成 26 年度開始） <b>道</b>	地域医療推進局地域医療課
<p>(1) 地域医療勤務環境改善体制整備事業（令和 3 年度開始） 80,393 千円            医師の長時間労働の短縮と健康の確保を図るため、医師の労働時間短縮に向けた取組に要する費用に対し補助する。            補助先 医療機関            補助率 1/2</p> <p>(2) 医療勤務環境改善支援センター運営事業（平成 27 年度開始） 17,594 千円            医師や看護職員をはじめとした医療従事者の確保を図るため、医療機関における自主的な勤務環境改善の取組が進められるよう、医療勤務環境改善支援センターを設置し、総合的・専門的な支援を行う。            委託先 一般社団法人北海道総合研究調査会</p>	

自治医科大学運営事業費負担金（昭和 45 年度開始） <b>道</b>	地域医療推進局地域医療課
<p>へき地等の医療の確保・向上を図ることを目的として設立された自治医科大学の運営費を負担することにより、道内のへき地等に勤務する医師を継続的かつ安定的に確保する。            補助先 学校法人自治医科大学            入学者 毎年度 2~3 人            卒業医師 臨床研修修了後、医師充足率の低い市町村立病院等に対し派遣</p> <p><b>【自治医科大学】</b>            都市や地方を問わず住民が等しく医療を受けられるよう、へき地等の地域医療に従事する医師を養成することを目的として、全国の都道府県が共同で出資し設立。            道においても、昭和 47 年度から道内の地域医療に情熱をもった学生を修学させるとともに、大学への負担金及び出資金を支出している。            開学 昭和 47 年 4 月 1 日            所在地 栃木県下野市薬師寺            入学定員 123 名（47 都道府県×2~3 名+栃木県地域枠 3 名）            卒業医師の義務期間 9 年間（修学資金貸与期間 6 年×1.5）</p>	(137,000 千円)

診療所維持運営費（昭和 32 年度開始）	地域医療推進局地域医療課
<p>へき地における地域住民の医療を確保するため、診療所を設置し運営する。            設置か所 8ヶ所（7市町村）</p>	(189,151 千円)

地域医師確保推進事業費（平成 19 年度開始）道	地域医療推進局地域医療課
<p>医師の地域偏在がより深刻化し、地域の医師確保が喫緊の課題となる中、道外からの医師招へいなどにより地域の医師確保に対応する体制を整備し、地域医療の確保を図る。</p>	
<p>(1) 地域医師連携支援センター運営事業費（平成 24 年度開始） 72,823 千円</p>	
<p>医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行うため、地域医療課内に地域医師連携支援センターを設置し、医師の地域偏在の解消を図る。</p>	
<p>① 地域医療対策支援事業(ドクターバンク推進事業) 30,302 千円</p>	
<p>公益財団法人北海道地域医療振興財団が実施するドクターバンク事業に対して支援する。 補 助 先 公益財団法人北海道地域医療振興財団</p>	
<p>② 専門医師派遣推進事業 3,800 千円</p>	
<p>地域における専門医師等の不足解消を図るため、民間病院等と連携し医師の派遣を推進する。</p>	
<p>③ 医師不足状況等調査 181 千円</p>	
<p>道内の医療機関に対してアンケート調査などを実施する。</p>	
<p>④ 地域医療を担う青少年育成事業 536 千円</p>	
<p>本道の地域医療を担う人材の育成のため、中学生を対象とした体験学習等を実施する。</p>	
<p>⑤ 指導医養成事業 1,724 千円</p>	
<p>道内臨床研修病院の研修指導医等を対象に、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を実施し、地域の臨床研修病院の指導体制の充実を図る。</p>	
<p>⑥ 臨床研修医研修・交流事業（令和 2 年度開始）2,742 千円</p>	
<p>道内の臨床研修医を対象とした研修会を開催し、臨床研修医の育成、質的向上を図るとともに、道内の臨床研修医、指導医等のネットワークを構築することにより、道内における医師の就業と定着を推進する。</p>	
<p>⑦ 北海道地域枠制度運営事業 7,134 千円</p>	
<p>地域医師連携支援センターにおいて、北海道医師養成確保修学資金貸付金における「地域枠医師のキャリア形成に配慮した具体的な配置先の決定システム」の運用を図る。</p>	
<p>⑧ 産科医・小児科医養成支援特別対策事業費補助金 4,482 千円</p>	
<p>医育大学と連携して、産科医及び小児科医の安定的な確保を図ることにより、道内において安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図る。</p>	
<p>⑨ 道外医師招聘等事業 17,830 千円</p>	
<p>全国の医師や医学生を対象に、道内の地域医療への関心を高めるための周知活動等を行い、関心を持つ医師や医学生に対し個別に働きかけ、道内の地域医療を担う医師を確保し、地域の医師不足の改善を図る。</p>	
<p>⑩ 医療人材確保対策推進事業 1,917 千円</p>	
<p>「北海道医療計画」等に基づき、中高生や学校の進路指導担当教員等に対する広報活動を強化し、将来的に地域医療を担う医療人材の確保対策を推進するとともに、地域全体で医療を支える機運を醸成し、地域医療の確保、地域の活性化を図る。</p>	
<p>⑪ 地域医師確保対策事業(医療対策協議会) 2,175 千円</p>	
<p>北海道医療対策協議会において、円滑な医師派遣調整や地域医療を担う医師の養成について協議するとともに、医師確保計画の推進を図る。</p>	

2 だれもが安心できる医療の確保のために

- (2) 地域医療支援センター運営事業費（平成 21 年度開始） 240,000 千円  
道内の医師不足地域に対して、安定的に医師を派遣するため、医育大学と連携の上、地域医療支援センターを設置する。
- (3) 医師養成確保修学資金貸付事業（平成 20 年度開始） 340,959 千円  
地域医療を担う医師を確保するため、一定期間地域の医療機関に勤務することを誓約した医育大学地域枠入学者等を対象として修学資金を貸与する。
- (4) 緊急臨時的医師派遣事業費（平成 20 年度開始） 150,340 千円  
医師不足地域に対する緊急臨時的な医師派遣の体制整備を図る。
- (5) 医師就労支援事業費補助金（平成 28 年度開始） 66,314 千円  
育児中の医師等の就労サポート、勤務体制整備に取り組む医育大学、道医師会及び関係医療機関に対し支援する。
- (6) 医学生等地域医療体験実習支援事業費（平成 28 年度開始） 11,310 千円  
道内医育大学の地域枠入学生など本道の地域医療に興味を有する医学生や医療従事者をめざす学生を対象に、地域医療に従事している医師や関係者、地域住民との意見交換や交流などの学外実習を実施することにより、地域医療に対する理解と意欲を高め、将来の地域勤務の促進を図る。
- (7) 総合診療医確保推進等事業費（平成 29 年度開始） 16,059 千円  
総合診療専門医取得後の若手医師を指導医として養成し、今後の道内勤務につなげる医療機関の取組に対し補助するとともに、総合診療医を目指す人材の確保・養成を支援する。
- (8) 専攻医等確保推進事業費（平成 29 年度開始） 45,012 千円  
専門医制度が円滑に運営されるよう、道内の専攻医研修体制の向上に資する指導医の派遣など地域における研修体制を構築する。
- (9) 臨床研修病院事務費（令和 2 年度開始） 962 千円  
臨床研修に係る適切な指導・管理体制の確保を図るため、臨床研修病院の実地調査等を行う。

(943,779 千円)

へき地医療対策事業費補助金（昭和 45 年度開始）	地域医療推進局地域医療課
無医地区等への巡回診療及びへき地診療所への医師派遣などを行うへき地医療拠点病院の整備・運営事業、へき地診療所の整備・運営事業、市町村の実施するへき地患者輸送車の整備事業に対し助成する。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) へき地医療拠点病院事業費補助金 18,900 千円 補助先 7 か所 補助率 10/10（国 1/2、道 1/2）</li> <li>(2) へき地診療所事業費補助金 415,931 千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設・設備整備費 321,515 千円 補助先 施設整備費 5 か所 設備整備費 21 か所 補助率 1/2（国 1/2）</li> <li>② 運営費 88,684 千円 補助先 11 か所 補助率 2/3（国 2/3）</li> <li>① 患者輸送車運行 5,732 千円</li> </ul> </li> </ul>	

2 だれもが安心できる医療の確保のために

補助先 12 か所 補助率 1/2 (国 1/2) (3) へき地診療所医師派遣強化事業補助金 3,660 千円 補助先 1 か所 補助率 1/2 (国 1/2)	(438,491 千円)
---	--------------

<b>外国人看護師候補者就労研修支援事業（平成 22 年度開始）</b>	地域医療推進局医務薬務課
インドネシア・フィリピン・ベトナムとの経済連携協定（EPA）に基づく外国人（インドネシア人・フィリピン人・ベトナム人）看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び受入施設の研修支援体制の充実を図る。 補助先 医療機関 4 か所 補助率 10/10 (国 10/10)	
(3,248 千円)	

<b>看護職員等養成修学資金貸付金（昭和 36 年度開始）</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span>	地域医療推進局医務薬務課
看護職員の確保・充実を図るため、道内の看護職員養成機関の学生に対してその修学に必要な資金の貸付を行う。併せて、看護職員の不足が深刻な地域の地域センター病院へ将来就業する学生に特別修学資金の貸付を行う。 貸付先 看護職員養成機関学生 496 人	
(251,291 千円)	

<b>ナースセンター事業費（平成 14 年度開始）</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span>	地域医療推進局医務薬務課
看護職員の再就業者の確保を図るため、就業相談、求人・求職の斡旋などを行う。 委託先 公益社団法人北海道看護協会 事業内容 ナースバンク事業、訪問看護支援事業、「看護の心」普及事業	
(46,290 千円)	

<b>看護補助者処遇改善事業費補助金（令和 6 年度開始）</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span>	地域医療推進局医務薬務課
看護補助者の確保及び定着を促進するため、医療機関に勤務する看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置を実施する医療機関に必要な経費を補助する。 補助先 病院及び有床診療所 補助率 10/10 以内 (国 10/10)	
(299,670 千円)	

地域医療介護総合確保基金事業費（平成 26 年度開始） <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span>	地域医療推進局医務薬務課
<p>(1) 新人看護職員臨床実践能力向上研修支援事業（平成 22 年度開始）103,131 千円 新人看護職員の離職の防止を図るため、臨床実践能力を修得するための研修を実施する医療機関に対し助成する。</p> <p>補助先 医療機関等 152 施設 補助率 1/2</p>	
<p>(2) 看護職員養成施設運営支援事業費補助金（昭和 46 年度開始）554,931 千円 看護職員の養成を促進するため、民間の設置する養成機関の運営事業に対して助成する。</p> <p>補助先 養成機関 27 施設 補助率 10/10</p>	
<p>(3) 認定看護師等育成事業（平成 18 年度開始）12,700 千円 特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる専門性の高い看護師の育成を促進する事業に対して助成を行う。</p> <p>補助先 1 か所 補助率 定額補助</p> <p>特定行為研修を受講する看護師が所属する施設に対し、研修受講に係る費用若しくは受講期間中の代替職員に係る費用に対して助成する。</p> <p>補助先 医療機関、訪問看護ステーション等 補助率 1/2</p>	
<p>(4) 多様な勤務形態導入支援事業（平成 22 年度開始）2,290 千円 看護職員の多様な勤務形態の導入を促進し、離職防止・復職支援を図ることを目的に、短時間正職員制度をはじめとする多様な勤務形態を導入する病院に対し助成する。</p> <p>補助先 医療機関 2 か所 補助率 1/2</p>	
<p>(5) 助産師外来実践能力向上研修支援事業（平成 22 年度開始）2,773 千円 助産師外来の設置促進を図るため、助産師の実践能力向上のための研修会を実施する。</p> <p>委託先 一般社団法人北海道助産師会</p>	
<p>(6) 看護管理研修事業費（平成 27 年度開始）7,940 千円 看護管理者に対し看護管理機能の向上のための研修を実施し、看護管理者の資質の向上を図る。</p> <p>委託先 公益社団法人北海道看護協会</p>	
<p>(7) 看護職員出向支援事業（平成 27 年度開始）10,241 千円 緊急的な看護職員確保のため、都市部からへき地等看護職員不足地域の医療機関に看護職員を派遣・出向させるとともに、医療介護の連携強化と退院支援・在宅療養支援の実践能力、助産実践能力の向上を図る。</p> <p>委託先 公益社団法人北海道看護協会</p>	
<p>(8) 離職看護職員相談事業（平成 27 年度開始）22,001 千円 離職した看護職員の届出制度を活用して、離職中の看護職に対して再就業につながるよう対象者に応じて効果的に働きかけるとともに、医療機関等に対して離職中の看護職が働きやすい勤務形態を提案するなど復職支援を行う。</p> <p>委託先 公益社団法人北海道看護協会</p>	

2 だれもが安心できる医療の確保のために

<p>(9) 看護師宿舎等施設整備事業費補助金（平成 27 年度開始） 3,937 千円          看護職員の離職防止・就業定着を図るため、看護師の勤務環境改善に資する看護師詰め所の拡充等及び看護師宿舎の施設整備に対し補助を行う。</p> <p>補助先 3 か所          補助率 1/3 以内</p> <p>(10) 子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金（平成 14 年度開始） 425,614 千円          医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療従事者のために設置する病院内保育所の運営事業に対し補助する。</p> <p>補助先 140 か所          補助率 民間 2/3 以内、市町村立 1/4 以内</p> <p>(11) 地域看護人材育成事業（平成 27 年度開始） 747 千円          高校生等の若い世代に対し看護に関する普及啓発等の取組を実施し、看護師志望の意識醸成を図り、将来地域の看護を担う人材を育成する。</p> <p>(12) 地域薬剤師確保推進事業費（平成 26 年度開始） 17,784 千円          未就業女性薬剤師等の復職支援事業と薬剤師バンクを活用した就業斡旋及び派遣事業を実施し、地域包括ケア体制の拠点となる病院や薬局における薬剤師の確保を推進する。</p> <p style="text-align: right;">(1,164,089 千円)</p>
--

<b>地域精神医療確保対策事業費（平成 7 年度開始）</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">道</span>	福祉局障がい者保健福祉課
<p>精神科医の確保が困難な医療機関（クリニック）に対し、基幹精神科病院からの医師等の派遣などを行うことにより、地域における精神医療の確保を図る。</p> <p>実施医療機関（クリニック）          本別町国保病院、今金町国保病院、広尾町国保病院、寿都町立寿都診療所</p> <p style="text-align: right;">(2,616 千円)</p>	

<b>認知症疾患医療センター運営事業費（平成 24 年度開始）</b>	福祉局高齢者保健福祉課
<p>(1) 認知症疾患医療センター運営事業費          認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状及び身体合併症等に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域の保健・医療・介護関係者への研修等を行う認知症疾患医療センターを設置し、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。</p> <p>補助先 医療法人等          補助率 10/10（国 1/2、道 1/2）</p> <p>(2) 認知症疾患医療センター地域連携支援事業費          認知症に関する相談・診断等の対応を効果的・効率的に提供するため、認知症疾患医療センター職員と関係機関による協議会を開催し、一層の連携強化を図る。</p> <p>負担区分 交付金（10/10）</p> <p style="text-align: right;">(51,281 千円)</p>	

2 だれもが安心できる医療の確保のために

離島・無医地区等巡回診療費（昭和 25 年度開始）	健康安全局地域保健課
離島における医療の確保が困難な地域住民の歯科診療を実施し、住民の健康維持を図る。 離島無歯科医地区巡回診療実施地区 2 地区 (4,030 千円)	

地域に必要な医療の確保に向けた医療機能連携のための体制づくり

地域医療介護総合確保基金事業費（平成 26 年度開始）道	地域医療推進局地域医療課
(1) 在宅医療提供体制強化事業（平成 27 年度開始） 220,933 千円 いわゆる団塊の世代がすべて 75 歳以上となる 2025 年を見据え、在宅医療を担う医師を育成する医療機関や、訪問診療に使用する医療機器等の整備などに補助するほか、多職種連携体制を構築するとともに、北海道在宅医療推進支援センターを設置し、在宅医療アドバイザーの地域への派遣や在宅医療に従事しようとする医師向け研修会等の開催などにより、地域における在宅医療提供体制を整備する。	
① 在宅医療グループ診療の運営 補助先 医療機関、医師会、市町村 補助率 10/10	
② 在宅医療を担う医療機関が少ない地域の医療機関への支援 補助先 医療機関、医師会、市町村 補助率 10/10	
③ 在宅医療の推進に資する取組支援 補助先 市町村 補助率 1/2	
④ 訪問診療用ポータブル機器等整備 補助先 医療機関、医師会、訪問看護ステーション 補助率 1/2	
⑤ 在宅医療多職種連携 ICT ネットワークの構築に必要な備品購入費等への補助 補助先 医療機関、医師会、市町村、訪問看護ステーション 補助率 1/2	
⑥ 在宅医療多職種連携ネットワーク構築アドバイザー事業 地域にふさわしい継続性のある多職種連携のネットワーク構築に向けた計画の作成のため、ICT の専門家からコンサルタントを受けるための委託料等の経費への補助 補助先 医療機関、医師会、市町村、訪問看護ステーション 補助率 10/10	
⑦ 多職種連携協議会の運営等	
⑧ 北海道在宅医療推進支援センター事業	
(2) 小児等在宅医療連携拠点事業（平成 27 年度開始） 21,475 千円 在宅で療養する小児等に対し、必要な医療・福祉サービスが提供され、安心して療養できるよう、福祉や教育等とも連携しながら、地域で在宅療養を支える体制を構築する。	
① 小児等在宅医療連携拠点事業（全道事業・地域拠点事業（圏域））	

## 2 だれもが安心できる医療の確保のために

補助先 医療機関、指定訪問看護事業者、医師会、市町村、福祉サービス等を実施している  
法人

補助率 10/10

② 北海道小児在宅医療推進協議会の運営等

(3) 医療勤務環境改善支援センター運営事業費（平成 27 年度開始） 17,594 千円

医療従事者の確保を図るためには、医療機関自らが勤務環境の改善を進め、離職防止・定着対策を講ずる必要があることから、医療機関の自主的な取組を促進するため、医療勤務環境改善支援センターを設置し、総合的・専門的な支援を行う。

(4) 医療勤務環境改善支援事業費補助金（平成 26 年度開始） 3,500 千円

医療従事者等の離職防止や定着促進を図ることを目的として、医療機関が主体的に取り組む勤務環境の改善に資する事業に対して支援する。

補助先 医療機関

補助率 1/2

(5) 病床機能分化・連携促進基盤整備事業費（平成 26 年度開始） 2,408,810 千円

急性期から回復期、在宅医療、外来医療に至るまで、地域に必要とされる医療機能の確保に向け、病床の機能分化・連携を推進するための施設・設備整備、再編・統合等に対して支援する。

① 病床機能の転換（急性期病床から回復期病床への転換等）

補助先 病院、有床診療所

補助率 1/2

② 病床の適正化（ダウンサイズ）に伴う残存機能の強化等

補助先 病院、有床診療所

補助率 1/2

③ 地域で不足する外来医療機能を担う診療所の開設

補助先 診療所

補助率 1/2

④ 医療機関の再編統合支援

補助先 医療機関等

補助率 1/2

⑤ 理学療法士等の確保

補助先 病院

補助率 1/2

⑥ 理学療法士等資質向上研修

補助先 病院

補助率 1/2

(6) 地域医療情報連携ネットワーク構築事業費（平成 26 年度開始） 124,039 千円

病病・病診間等で患者情報を共有するネットワークを構築することにより、医療機関等連携機関相互における役割分担、連携の推進、救急医療等の効率化等を図る。

① 地域医療情報連携ネットワークの構築に必要な備品購入費等への補助

補助先 医療機関等

補助率 1/2

② 地域にふさわしい継続性のあるネットワーク構築に向けた計画の作成のため、ICT の専門家から

## 2 だれもが安心できる医療の確保のために

のコンサルタントを受けるための委託料等の経費への補助

補助先 医療機関等

補助率 10/10

- ③ 浸水など非常時の診療情報の喪失防止のため、診療録等を電子媒体により外部保存するための委託料等の経費への補助

補助先 病院

補助率 1/2

- (7) 遠隔医療促進事業費（平成 28 年度開始） 24,439 千円

都市部の専門医が、遠隔地の医師にオンラインによる対面で指導・助言を行うための遠隔TVカンファレンスシステム等の導入等を支援する。

- ① 遠隔TVカンファレンスシステム等の導入経費への補助

補助先 医療機関

補助率 1/2

- ② 指導・助言に対する逸失利益相当経費支援

補助先 支援側医療機関

補助率 10/10

- ③ 在宅患者を遠隔診療等するためのコミュニケーションツールなどの導入経費への補助

補助先 所在する在宅医療圏内に在宅医療支援医療期間がない在宅患者に体して訪問診療を行う医療機関又は同一在宅医療圏内において16kmを超えて訪問診療を行う医療機関

補助率 設備 1/2、運営費 10/10

- (8) 地方・地域センター機能強化事業費補助金（平成 27 年度開始） 96,780 千円

各圏域の中核的病院として、道が指定している地方センター病院（第三次医療圏）、地域センター病院（第二次医療圏）の地域医療支援機能を強化し、圏域におけるきめ細やかな医療提供体制を構築する。

### 【地方センター病院】

第三次医療圏の高度・専門医療機関として、特殊な疾病や高度専門医療に対応できる医療機能を備え、臨床に密着した研修・研究が可能な施設及びスタッフを有し、地域の医療機関への専門医師などの派遣や技術援助を行う。

指定数 5病院（5圏域）

### 【地域センター病院】

プライマリ・ケアを支援する第二次医療機関であり、かつ、第二次医療圏の中核医療機関として、地域に必要な診療体制を確保し、比較的専門性の高い医療を担うとともに、地域の医療機関への医師などの派遣、技術援助、地域の医師などを対象とした研修会の実施、無医地区等への巡回診療を行う。

指定数 25病院（19圏域）

- ① 医師等医療従事者派遣

補助先 地方・地域センター病院

補助率 1/2

- ② 設備整備

補助先 地方・地域センター病院

補助率 1/2

- ③ 研修会等開催

2 だれもが安心できる医療の確保のために

<p>補助先 地方・地域センター病院</p> <p>補助率 1/2</p> <p>(9) 病床機能再編支援事業費給付金（令和2年度開始） 956,232千円</p> <p>地域医療構想実現のため、医療機関の病床削減や再編統合に給付金を支給することにより、地域医療構想を推進する。</p> <p>① 単独支援給付金</p> <p>地域医療構想に基づき、高度急性期、急性期、慢性期機能のいずれかの病床の削減を行った場合に支給する。</p> <p>給付先 病院、有床診療所</p> <p>給付率 10/10</p> <p>② 統合支援給付金</p> <p>地域医療構想に基づく病院等の統合計画に参加し、高度急性期、急性期、慢性期機能のいずれかの病床の削減を行う統合計画に合意した場合に支給する。</p> <p>給付先 病院、有床診療所</p> <p>給付率 10/10</p> <p>③ 債務整理支援給付金</p> <p>地域医療構想に基づく病院等の統合において存続する病院が、廃止となる病院の未返済の債務を返済するために金融機関から受けた融資に対する利子の総額を支給する。</p> <p>給付先 医療機関</p> <p>給付率 10/10</p> <p style="text-align: right;">(3,873,802千円)</p>
---

<p><b>緊急時医療活動施設整備事業費（昭和63年度開始）</b></p> <p>地域医療推進局地域医療課</p> <p>緊急時における医療活動の充実を図るため、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に基づき必要な設備の整備、維持を行う。</p> <p style="text-align: right;">(60,862千円)</p>
---

<p><b>休日夜間診療確保対策費補助金（平成8年度開始）</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span></p> <p>地域医療推進局地域医療課</p> <p>休日夜間の診療体制を確保するため、医療機関が当番制で休日夜間診療を行うための運営事業に対し助成する。</p> <p>補助先 一般社団法人北海道医師会 一般社団法人北海道歯科医師会</p> <p style="text-align: right;">(247,721千円)</p>
--

2 だれもが安心できる医療の確保のために

<p><b>ドクターヘリ整備事業費（平成17年度開始）</b></p>	<p>地域医療推進局地域医療課</p>
<p>救命医療の確保及びより迅速な救急搬送体制の整備を図るため、救命医療に必要な医療機器等を装備し、救急医療の専門医及び看護師が搭乗し、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者の救命医療を行うドクターヘリ事業に助成する。</p> <p>補助先 ドクターヘリ基地病院（救命救急センター4か所）（道央、道北、道東、道南）</p> <p>補助率 10/10（国1/2、道1/2）</p> <p style="text-align: right;">（1,244,710千円）</p>	

<p><b>小児救急医療対策費（昭和52年度開始）</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span></p>	<p>地域医療推進局地域医療課</p>
<p>入院治療を必要とする小児患者に対する小児二次救急医療体制を確保するため、市町村が輪番制方式により行う小児救急医療支援事業や小児重症救急患者に対応する救命救急センターに対して助成する。</p> <p>また、地域の小児初期救急医療体制を補強するため、内科医師等を対象として小児救急に関する研修事業を実施する。</p> <p>(1) 小児救急医療支援事業 132,344千円              補助先 21圏域              補助率 2/3</p> <p>(2) 小児救命救急医療体制整備支援事業 27,419千円              補助先 救命救急センター              補助率 1/2</p> <p>(3) 小児救急医療地域研修事業 4,525千円              委託先 一般社団法人北海道医師会</p> <p style="text-align: right;">（164,288千円）</p>	

<p><b>災害拠点病院整備事業費（平成9年度開始）</b></p>	<p>地域医療推進局地域医療課</p>
<p>災害時における医療の確保及び搬送体制の整備を図るため、地域の中核病院を災害拠点病院として指定し、災害時の搬送受入機能、水・医薬品・医薬材料の備蓄機能を付与するための施設及び機器の整備事業等に対し助成するとともに道が実災害を想定したDMA T訓練を実施する。</p> <p>(1) DMA T訓練事業 625千円              北海道DMA T実動訓練の実施</p> <p>(2) 防災訓練等参加支援事業 8,982千円              国総合防災訓練参加に要した経費の補助              補助先 訓練参加機関              補助率 10/10（国10/10）</p> <p>(3) 地域災害医療コーディネーター研修事業 797千円              「道内の災害医療コーディネーター研修」の実施</p> <p><b>【災害拠点病院】</b></p> <p>災害時における医療の確保及び搬送体制の整備を図るため、概ね二次医療圏ごとに災害拠点病院を指定し、備蓄倉庫・耐震構造・自家発電装置・ヘリポートなどの施設設備や災害時に必要な応急用医療資機材等の整備を進める。</p> <p>指定施設数 基幹災害拠点病院 1病院 地域災害拠点病院 33病院</p>	

2 だれもが安心できる医療の確保のために

<p><b>【DMAT】</b>                  Disaster Medical Assistance Team の略、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームのこと。                  DMAT 指定医療機関数 37 病院</p>	(10,404 千円)
--	-------------

<p><b>災害医療従事者研修等事業費（平成 27 年度開始）道</b></p>	地域医療推進局地域医療課
<p>DMAT 隊員養成研修のうち道内で完結する局地災害に係る部分を道で実施し、より多くの DMAT 隊員の養成を行うほか、避難所等での医療支援に必要な医療救護班の派遣要員の養成を行い、災害医療体制の一層の充実を図る。また、胆振東部地震後の検証結果等を踏まえ、災害急性期における保健所・医療機関の連携を強化するため、職員を対象に研修を開催し、体制充実を図る。</p> <p>また、避難所等での医療支援に従事する医療救護班の派遣要員を養成するための研修に対し、助成する。</p> <p>(1) DMAT 隊員養成研修事業 2,653 千円                  「北海道災害医療従事者研修」の実施</p> <p>(2) 災害医療体制確保事業 2,000 千円                  「北海道医師会 JMAT 研修会」の実施                  補助先 北海道医師会                  補助率 10/10（国 10/10）</p> <p>(3) 災害急性期対応研修 1,077 千円                  「EMIS 等を用いた災害急性期に対応する研修」の実施</p>	
(5,730 千円)	

<p><b>救命救急センター事業費補助金（昭和 52 年度開始）</b></p>	地域医療推進局地域医療課
<p>重篤救急患者の救命医療を行うために必要な高度の診療機能を有し、24 時間体制で診療に当たる救命救急センターに対し助成するほか、急性期を脱した救急患者の円滑な転床・転院を促進し、救急医療用病床を有効に活用するとともに医師等の負担軽減等を図る。</p> <p>(1) 運営費 126,144 千円                  補助先 救命救急センター 4 病院                  補助率 2/3（国 1/3、道 1/3）</p> <p>(2) 救急患者退院コーディネーター事業 6,482 千円                  補助先 市立函館病院、市立釧路総合病院                  補助率 1/3（国 1/3）</p>	
(132,626 千円)	

<p><b>原子力災害医療運営費補助金（令和 3 年度開始）</b></p>	地域医療推進局地域医療課
<p>原子力災害拠点病院である北海道大学病院及び札幌医科大学附属病院の機能強化に必要な運営に要する経費を補助することによって、原子力防災対策の一層の充実・強化を図る。</p>	
(12,230 千円)	

2 だれもが安心できる医療の確保のために

<p><b>救急医療体制確保事業費補助金（昭和 46 年度開始）</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span></p>	<p>地域医療推進局地域医療課</p>
<p>救急医療対策の円滑な運営と基盤整備のために、北海道医師会及び北海道歯科医師会が実施する救急医療対策事業等に助成する。</p> <p>補助先 一般社団法人北海道医師会 一般社団法人北海道歯科医師会</p> <p style="text-align: right;">(9,989 千円)</p>	
<p><b>患者搬送固定翼機運航事業（平成 29 年度開始）</b></p>	<p>地域医療推進局地域医療課</p>
<p>地域の医療機関では提供できない高度・専門的医療を必要とする患者を継続した医学的管理のもと短時間で治療可能な専門医療機関へ搬送するためにメディカルウイング（患者搬送固定翼機）を運航する。</p> <p style="text-align: right;">(205,064 千円)</p>	
<p><b>救急医療搬送体制等事業費（昭和 53 年度開始）</b></p>	<p>地域医療推進局地域医療課</p>
<p>離島及びへき地等で発生した緊急の傷病者をヘリコプター等により高度診療機能を有する医療機関に搬送する体制を確立する。</p> <p style="text-align: right;">(2,952 千円)</p>	
<p><b>地域医療対策支援事業費（平成 14 年度開始）</b></p>	<p>地域医療推進局地域医療課</p>
<p>北海道医療計画に基づき、「へき地医療支援機構」を運営し、広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施する。</p> <p style="text-align: right;">(608 千円)</p>	
<p><b>救急法等講習会事業費（平成 3 年度開始）</b></p>	<p>地域医療推進局地域医療課</p>
<p>地域住民を対象に講習会を実施し、救急法の普及・啓発を図るとともに、9 月 9 日の「救急の日」を中心とした救急医療週間において、救急医療に関する普及啓発活動を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(592 千円)</p>	
<p><b>小児救急電話相談事業費（平成 16 年度開始）</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span></p>	<p>地域医療推進局地域医療課</p>
<p>保護者等が電話により、小児科医や看護師から子どもの症状に応じた適切なアドバイスを受ける「小児救急電話相談事業」を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(26,314 千円)</p>	
<p><b>周産期医療システム整備事業費（平成 13 年度開始）</b></p>	<p>地域医療推進局地域医療課</p>
<p>地域において、妊娠、出産から新生児期に至る総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図る。</p> <p>(1) 周産期母子医療センター運営事業 補助先 26 か所 補助率 1/2、1/3（国 1/2、1/3）</p> <p>(2) N I C U 等長期入院児支援事業</p>	

2 だれもが安心できる医療の確保のために

補助先 5か所 補助率 1/2、1/3（国1/2、1/3） (3) 周産期救急搬送コーディネーター事業	(571,812千円)
---	-------------

周産期医療対策支援事業費（平成21年度開始）	地域医療推進局地域医療課
分娩を取り扱う施設の少ない地域の産科医療機関等への支援により、周産期医療体制の確保を図る。	
(1) 産科医療機関確保事業 136,860千円 不採算産科医療機関への運営費等に対する補助 補助先 医療機関6病院 補助率 10/10（国1/2、道1/2）	
(2) 分娩取扱施設整備事業 10,495千円 分娩を取り扱う医療機関への設備整備費に対する補助 補助先 医療機関2病院 補助率 1/2（国1/2）	
(147,355千円)	

救急勤務医・産科医等確保支援事業（平成21年度開始） <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span>	地域医療推進局地域医療課
救急医療機関において休日及び夜間の救急医療に従事する医師や、地域でお産を支える産科医等、NICUにおいて新生児医療を担当する新生児科医に手当を支給することにより、処遇改善を通じた医師の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し研修医手当を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図る。	
(1) 救急勤務医手当 42,120千円 過酷な勤務状況にある救急医等の処遇改善を目的として支給されている手当の一部に対する補助 補助先 医療機関39か所 補助率 1/3（道1/3）	
(2) 新生児医療担当医手当 3,452千円 NICUにおいて新生児医療を担当する医師の処遇改善を目的として支給されている手当の一部に対する補助 補助先 医療機関6か所 補助率 1/3（道1/3）	
(3) 分娩手当 43,303千円 分娩を取り扱う産科医及び助産師の処遇改善を目的として支給されている手当の一部に対する補助 補助先 医療機関43か所 補助率 1/3（道1/3）	
(4) 研修医手当 600千円 産科研修医を受け入れている医療機関への補助 補助先 医療機関1か所	

2 だれもが安心できる医療の確保のために

補助率 1/3 (道 1/3)	(89,475 千円)
-----------------	-------------

<b>小児患者バックトランスファー固定翼機運航事業費</b> (令和5年度開始) <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span>	地域医療推進局地域医療課
<p>高度・専門医療機関で治療を受けた小児患者のうち、継続した医学的管理が必要であり、固定翼機以外での代替搬送が難しい小児患者を対象に、地域の医療機関へ固定翼機によるバックトランスファー（戻り搬送）を行う。</p>	
(34,289 千円)	

<b>病院群輪番制病院施設整備事業費 (令和4年度開始)</b>	地域医療推進局地域医療課
<p>病院群輪番制病院又は共同利用病院として必要な診察室や処置室等の新築や増改築に要する工事費又は工事請負費を補助し、地域における救急医療体制の充実を図る。</p>	
<p>補助先 医療機関 1 か所 補助率 10/10 (国 10/10)</p>	
(5,083 千円)	

<b>搬送困難患者受入医療機関支援事業費補助金</b> (令和6年度開始) <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span>	地域医療推進局地域医療課
<p>長時間搬送先が決まらない救急患者を必ず受け入れる事ができる体制を整備する医療機関を支援する。</p>	
<p>補助先 医療機関 6 か所 補助率 1/3 (国 1/3)</p>	
(152,570 千円)	

<b>災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業費補助金</b> (令和6年度開始) <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span>	地域医療推進局地域医療課
<p>災害発生直後などにおける被災地等の医療機能の低下に対応するため、災害・感染症医療業務従事者を派遣する医療機関を支援する。</p>	
<p>補助先 医療機関 37 か所 (DMA T 指定医療機関) 補助率 1/3 (国 1/3)</p>	
(396,421 千円)	

2 だれもが安心できる医療の確保のために

<b>地域医療介護総合確保基金事業費（平成 26 年度開始）</b>	<b>道</b>	地域医療推進局医務薬務課
<p>(1) 外国人医療環境整備事業費（令和元年度開始）</p> <p>医療機関を利用する外国人が増加しているため、円滑な意思疎通を支援することなどにより医療提供体制の充実を図り、医師をはじめとする医療従事者の負担を軽減し、勤務環境の改善を図る。</p> <p style="text-align: right;">(3,311 千円)</p>		
<p>(2) 訪問薬剤管理指導実施体制整備促進事業費（平成 27 年度開始）</p> <p>訪問薬剤管理指導の実施に必要な基本的な知識等に関する研修会等を開催し、薬剤師の資質向上を図るとともに、在宅医療への参加を促すため、他職種との連携体制を促進する。</p> <p style="text-align: right;">(5,580 千円)</p>		

<b>有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助金（平成 26 年度開始）</b>	地域医療推進局医務薬務課
<p>医療機関の防災体制の充実及び強化を図るため、病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所のスプリンクラー等防火設備の整備に対して助成する。</p> <p>補助先 医療機関等 19 か所</p> <p>補助率 1/2（国 1/2）（自動火災報知設備のみ定額）</p> <p style="text-align: right;">(505,172 千円)</p>	

<b>地域連携クリティカルパス活用事業費（平成 22 年度開始）</b>	健康安全局地域保健課
<p>急性期から回復期、在宅医療も含めた維持期に至るまで、患者の状態に応じた医療が切れ目なく提供できる体制を構築するため、地域連携クリティカルパスの普及啓発や人材育成を行う。</p> <p style="text-align: right;">(8,385 千円)</p>	

<b>脳卒中等医療連携体制推進事業（平成 2 年度開始）</b>	健康安全局地域保健課
<p>脳卒中等 4 疾病についての医療連携体制を構築し、各疾病ごとに医療機関等の連携により、適切な医療サービスを提供できるよう体制を整備する。</p> <p>① 保健医療福祉圏域連携推進会議等の開催</p> <p>② 連携システムの構築と推進</p> <p>③ 循環器疾患対策小委員会等の開催</p> <p style="text-align: right;">(1,488 千円)</p>	

<b>がん診療連携拠点等病院機能強化事業費補助金（平成 19 年度開始）</b>	健康安全局地域保健課
<p>北海道知事からの推薦に基づき、厚生労働大臣が指定する「がん診療連携拠点病院」及び「地域がん診療病院」が行う、がん医療従事者研修事業、在宅緩和ケア地域連携事業、がん相談支援事業などに補助することにより、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制を確立する。</p> <p>補助先 18 病院（指定：22 病院（拠点 20 病院、診療 2 病院））</p> <p style="text-align: right;">(105,400 千円)</p>	

2 だれもが安心できる医療の確保のために

小児慢性特定疾患医療費（昭和 48 年度開始）	健康安全局地域保健課
<p>小児慢性疾患のうち特定の疾患について治療研究（医療費助成）を行い、医療の確立や普及を図るとともに、患者家族の医療費の負担を軽減する。</p> <p>対象疾患群 悪性新生物など 16 疾患群</p>	
(694, 747 千円)	

公的精神科病院等運営費補助金（平成 28 年度開始） <b>道</b>	福祉局障がい者保健福祉課
<p>地域の精神医療の維持を図るため、市町村から助成を受けてきた公的病院に対し補助する。</p> <p>補助先 2 病院</p>	
(129, 455 千円)	

精神科救急医療体制整備事業費（平成 10 年度開始）	福祉局障がい者保健福祉課
<p>休日・夜間等における緊急な精神科医療を必要とする精神障がい者等のために、精神科救急医療体制を整備し、適切な医療及び保護の機会の確保を図る。</p> <p>実施体制 8 ブロック・9 輪番体制</p>	
(118, 207 千円)	

災害派遣精神医療チーム体制整備事業（平成 27 年度開始）	福祉局障がい者保健福祉課
<p>災害時における専門的な心のケアに関する緊急支援体制の強化と円滑な対応を行うため、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制強化を図る。</p>	
(1, 953 千円)	

育成医療給付費（昭和 29 年度開始）	福祉局障がい者保健福祉課
<p>障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な育成医療の給付を行うため、市町村が実施する医療給付事業に要する費用の一部を負担する。</p> <p>負担割合 国 1 / 2、道 1 / 4、市町村 1 / 4</p> <p>対象者 18 歳未満</p> <p>（視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の機能障がい、その他の内臓の機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい）</p> <p>給付内容 入・通院に係る患者自己負担額</p>	
(21, 810 千円)	

身体障害者扶助費（昭和 25 年度開始）	福祉局障がい者保健福祉課
<p>障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある者に対し、日常生活能力等の回復等のために行う更生医療の給付を行うため、市町村が実施する医療給付事業に要する費用の一部を負担する。</p> <p>負担割合 国 1 / 2、道 1 / 4、市町村 1 / 4</p> <p>対象者 18 歳以上</p> <p>（視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、心</p>	

2 だれもが安心できる医療の確保のために

臓・腎臓・小腸・肝臓の機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい 給付内容 入・通院に係る患者自己負担額	(2,951,536千円)
--	---------------

<b>乳幼児等医療給付事業費補助金（昭和48年度開始）</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span>	子ども政策局子ども政策企画課
乳幼児等の疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るため、市町村が実施する医療給付事業に対して助成する。	
補助先 市町村等	
補助率 医療費1/2以内（夕張市は、10/10以内）	
事務費 1/2以内（夕張市は、10/10以内）	
(2,800,609千円)	

<b>ひとり親家庭等医療給付事業費補助金（昭和48年度開始）</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span>	子ども政策局子ども政策企画課
ひとり親家庭等の母又は父及び児童の健康の保持と福祉の増進を図るため、市町村が実施する医療給付事業に対して助成する。	
補助先 市町村等	
補助率 医療費1/2以内（夕張市は、10/10以内）	
事務費 1/2以内（夕張市は、10/10以内）	
(828,765千円)	

<b>未熟児養育医療給付費（昭和33年度開始）</b>	子ども政策局子ども政策企画課
母子保健法に基づき、未熟児を健康に育てるために指定医療機関に入院させ必要な医療の給付を行う市町村の必要な医療費に対し一部負担する。	
(80,888千円)	

<b>療育医療給付費（昭和36年度開始）</b>	子ども政策局子ども政策企画課
児童福祉法に基づき、骨関節結核、一般結核にかかっている児童を指定療育機関に入院させ、専門的な治療と併せて学校教育に必要な学用品等を支給し、児童の心身両面の育成を図る。	
対象者 18歳未満	
給付内容 入院、学用品、日用品	
(414千円)	

<b>歯科保健医療提供体制構築推進事業（令和6年度開始）</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span> <b>「再掲」</b>	健康安全局地域保健課
(1) 圏域別データ分析等調査事業 歯科医師会等と協働した病院歯科・歯科診療所等の将来需給調査及びNDB等のデータを活用した圏域別の歯科保健医療の将来推計等を実施する。 委託先 国立大学法人北海道大学	
(2) アドバイザー派遣事業 限られた歯科医療資源等の有効活用に向けた歯科保健医療提供体制の構築を図るため、資源	

2 だれもが安心できる医療の確保のために

の不足が見込まれる地域に対し、協議を促進するため、アドバイザーを派遣する。

(5,221 千円)

**地域保健医療の推進に向けた体制づくり**

**骨髄ドナー助成事業費補助金（令和6年度開始）道新**

地域医療推進局医務薬務課

骨髄移植の推進を図るため、ドナーへ助成を行う市町村に対し補助する。

補助先 市町村

補助率 1/2 以内

(3,650 千円)

**臓器等移植対策事業費（昭和59年度開始）道**

地域医療推進局医務薬務課

(1) 都道府県コーディネーター設置事業 6,266 千円

臓器移植について、関係機関との連絡調整及び道民への普及啓発を図るため、都道府県臓器移植コーディネーターを設置し、臓器移植の円滑な実施を行う。

委託先 公益財団法人北海道移植医療推進財団

(2) 指定HLA検査センター運営事業 1,602 千円

指定HLA検査センターとして、検査機器等の整備や臨床検査技師等を配置することにより、臓器移植希望者及び提供臓器の組織適合性検査及び検査結果の管理を行う。

補助先 市立札幌病院

補助率 1/2 以内

(3) 骨髄提供者登録推進事業費 105 千円

保健所に受付窓口を設置し、骨髄提供希望者（ドナー）の時間的、経済的負担の軽減を図る。

登録受付保健所 18 か所

(7,973 千円)

**シックハウス対策費（平成13年度開始）道**

健康安全局地域保健課

道の総合的なシックハウス対策における、道民の健康づくりとして、シックハウス症候群等に対する取組を進める。

取組内容 室内化学物質の保健所及び衛生研究所における検査、並びに健康被害に対する相談

**【シックハウス症候群】**

新築したばかりの家等で、建材などから発生するホルムアルデヒドや揮発性有機化合物（VOC）による室内空気汚染により、頭痛、吐き気などの症状が起こること。

**【化学物質過敏症】**

化学物質に比較的長期かつ大量に接触した後、ある時期に極めて微量の化学物質に接触しただけで、頭痛、全身倦怠感、集中力の低下などの不定愁訴を訴える症状が出現すること。

(163 千円)



2 だれもが安心できる医療の確保のために

<b>難病センター運営費補助金（昭和 57 年度開始）</b>	健康安全局地域保健課
<p>難病患者と家族の生活・医療等に関する相談、指導及び難病に関する知識の普及と研修等を行う難病センターの運営費に対して助成する。</p> <p>補助先 一般財団法人北海道難病連</p>	
(31,623 千円)	

<b>難病患者等居宅生活支援事業費（平成 10 年度開始）</b>	健康安全局地域保健課
<p>難病患者等の居宅における療養生活を支援することにより、福祉の向上を図る。</p> <p>(1) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業</p> <p>(2) 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業</p>	
(322 千円)	

<b>難病対策促進事業費（平成 10 年度開始）</b>	健康安全局地域保健課
<p>在宅医療の促進や在宅の難病患者に対する療養支援の充実など、保健・医療・福祉の連携による総合的な難病対策の促進を図る。</p> <p>(1) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業</p> <p>(2) 難病患者地域支援対策推進事業</p> <p style="padding-left: 20px;">① 在宅療養支援計画策定・評価事業</p> <p style="padding-left: 20px;">② 医療相談事業</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 在宅難病患者検診相談事業</p> <p>(3) 神経難病患者在宅医療支援事業</p> <p>(4) 難病医療提供体制整備事業</p> <p>(5) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業</p>	
(80,780 千円)	

<b>人工腎臓装置不足地域設備整備補助金（平成 18 年度開始）</b>	健康安全局地域保健課
<p>透析医療の地域格差を解消するため、人工腎臓装置不足地域における人工腎臓装置整備事業に対し助成する。</p> <p>補助先 1 医療機関</p>	
(4,693 千円)	

<b>難病患者等地域支援対策推進事業（平成 28 年度開始）</b>	健康安全局地域保健課
<p>難病に関する地域の実情・課題の分析及び解決に向けた検討、地域支援ネットワークの構築について協議するため、難病対策地域協議会及び慢性疾患児童等地域支援協議会を設置する。</p>	
(757 千円)	

2 だれもが安心できる医療の確保のために

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（令和3年度開始）	健康安全局地域保健課
小児慢性特定疾病児童等の成人後の自立が円滑に進むよう、小児慢性特定疾病児童等自立支援員（1名）を配置し、相談支援事業等を実施する。	
(4,616千円)	

特殊歯科保健医療推進事業費（平成19年度開始）	健康安全局地域保健課
一般の歯科診療では対応が困難な有病者・障がい者に対する歯科医療に対応するため、特殊な歯科医療に対応できる歯科医師の育成や通院が困難な在宅療養患者に対する訪問健診等を実施し、地域の歯科保健医療の充実を図る。	
(4,281千円)	

重度心身障がい者医療給付事業費補助金（昭和48年度開始） <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span>	福祉局障がい者保健福祉課
重度心身障がい者の健康保持と福祉の増進を図るため、市町村が実施する医療給付事業に対して助成する。	
補助先 市町村等	
補助率 医療費 1/2以内（夕張市 10/10）	
事務費 1/2以内（夕張市 10/10）	
(4,644,724千円)	

地域人権啓発活動活性化事業費【ハンセン病を正しく理解する週間に係る啓発事業】（平成20年度開始）	環境生活部
ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図るため、講演会を開催する。	
(90千円)	

医療の安全確保と医療サービスの向上に向けた環境づくり

救急医療情報システム事業費（昭和61年度開始）	地域医療推進局地域医療課
救急医療及び災害時の医療対応等に必要な情報の収集・提供を迅速かつ的確に行うため、救急医療機関・消防機関・情報案内センターなどをインターネットで結ぶ総合的な医療情報ネットワークシステムの整備運営を行う。	
(132,298千円)	

医務指導監視費（平成23年度開始） <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span>	地域医療推進局医務薬務課
医療提供体制の確保等を図るため、医療法に基づき病院・診療所の開設許可、使用検査及び医療監視等を行う。	
(3,408千円)	

2 だれもが安心できる医療の確保のために

医療安全支援センター運営費（平成 15 年度開始）	地域医療推進局医務薬務課
<p>医療に関する患者の苦情や相談等に的確かつ迅速に対応する医療安全支援センターを設置し、道民の医療に対する不安解消と医療サービスの質の向上を図る。</p> <p>事業内容 ① 医療安全支援センターの運営 1,273 千円                  ② 医療安全推進協議会の開催 620 千円                  ③ 相談窓口の運営 270 千円</p> <p style="text-align: right;">(2,163 千円)</p>	

衛生検査精度管理指導対策費（昭和 61 年度開始） <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span>	地域医療推進局医務薬務課
<p>病院等の委託を受けて検体検査を行う衛生検査所の検査精度の向上を図るため、精度管理専門委員による立入検査及び道立衛生研究所を活用した外部精度管理調査を行う。</p> <p>① 実地調査                  ② 精度管理専門委員会の運営                  ③ 外部精度管理調査</p> <p style="text-align: right;">(870 千円)</p>	

薬務指導監視費（昭和 23 年度開始） <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span>	地域医療推進局医務薬務課
<p>(1) 医薬品等指導監視費 18,485 千円                  医薬品等の品質確保を図るため、医薬品医療機器法に基づく許可事務や立入検査及び無承認無許可医薬品の買上検査等を行う。</p> <p>(2) 毒物劇物指導監視費 3,017 千円                  毒物及び劇物による危害防止を図るため、毒物及び劇物取締法に基づく登録事務や立入検査等を行う。</p> <p>(3) 血液製剤指導監視費 50 千円                  輸血用血液製剤の品質確保を図るため、採血業者に対する立入検査や輸血用血液製剤の抜取検査を行う。</p> <p>(4) 有害家庭用品規制指導監視費 795 千円                  家庭用品による事故防止を図るため、有害物質を含有するおそれのある家庭用品の試買検査を行う。</p> <p>(5) 医薬品等情報提供推進費 2,416 千円                  道民の薬に対する正しい知識の普及や適正使用の推進を図るとともに、医薬品成分を含有する健康食品等による健康被害の発生を未然に防止するため、「ほっかいどう・おくすり情報室」を設置し、総合的な情報提供及び相談を行う。</p> <p>委 託 先 一般社団法人北海道薬剤師会</p> <p style="text-align: right;">(24,763 千円)</p>	

献血推進対策費（平成 9 年度開始） <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">道</span>	地域医療推進局医務薬務課
<p>道民の医療に必要な安全な血液製剤を献血により確保するため、関係団体等と献血推進方策について協議、検討するとともに、地域の特色を生かした啓発活動を行う。</p> <p style="text-align: right;">(429 千円)</p>	

## 2 だれもが安心できる医療の確保のために